

学位論文要旨

カリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策に関する研究

—多言語社会における教育統治とオルタナティブな教育理念の保障—

申請者 滝沢 潤

I 論文題目

カリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策に関する研究
—多言語社会における教育統治とオールタナティブな教育理念の保障—

II 論文構成

序章 研究の目的・方法および意義

第一節 研究の目的および方法

第二節 先行研究の検討と本研究の意義

第一部 連邦の言語マイノリティ教育政策の展開

第一章 連邦バイリンガル教育法制定以前の言語マイノリティ（移民）と教育

第一節 19世紀におけるドイツ語を中心としたバイリンガル教育

第二節 「新移民」と学校教育におけるアメリカ化

第三節 南西部のメキシコ系アメリカ人とイングリッシュ・オンリー

第二章 連邦バイリンガル教育法の制定と第一言語使用の原則化

第一節 バイリンガル教育の再興と文化剥奪論

第二節 補償教育としての連邦バイリンガル教育法の成立

第三節 1970年代の法改正によるバイリンガル教育の推進

第四節 ラォ判決と第一言語使用の原則化

第三章 1980年代の連邦バイリンガル教育政策の転換

第一節 レーガン政権下におけるバイリンガル教育政策の批判

第二節 「柔軟性確保」によるバイリンガル教育政策の転換 —1984年法—

第三節 特別代替教育プログラムの補助金枠拡大とプログラム参加期間の短縮 —1988年法—

第四節 1980年代における政策転換の意味

第四章 1994年法のバイリンガリズムとNCLB法のアカウンタビリティ

第一節 1994年連邦バイリンガル教育法の制定

第二節 1994年連邦バイリンガル教育法におけるバイリンガリズム

第三節 連邦初等中等教育法・NCLB法の成立と連邦バイリンガル教育法の廃止

第二部 カリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策の展開

第五章 カリフォルニア州におけるバイリンガル教育の推進とその批判

第一節 1972年バイリンガル教育法の制定

第二節 1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法の制定とその意義

第三節 州英語公用語化と1976年法廃止後の言語マイノリティ教育の枠組み

第六章 1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法の廃止とアカウンタビリティ

第一節 1976年法廃止による規制緩和とアカウンタビリティの質的変化

第二節 学区の自由裁量拡大に伴う結果志向アカウンタビリティ重視の影響

第三節 結果志向アカウンタビリティによるオールタナティブな社会選択の阻害と
公共空間＝学校の英語化

- 第七章 カリフォルニア州の LEP 教員不足と 1990 年代の LEP 教員免許制度改革
 - 第一節 カリフォルニア州における LEP 教員不足の実態
 - 第二節 1990 年代初頭の LEP 教員免許制度改革
 - 第三節 LEP 教員免許制度改革の特質と課題
- 第八章 1998 年のカリフォルニア州民投票・提案 227 の可決と教育の正統性
 - 第一節 バイリンガル・クラス・ボイコット事件と提案 227
 - 第二節 提案 227 を巡る論争と可決の要因
 - 第三節 提案 227 によるカリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策の評価
 - 第四節 提案 227 と言語マイノリティ教育の正統性
 - 第五節 提案 227 可決の意味
- 第九章 提案 227 の政策評価と政策課題の政治性
 - 第一節 提案 227 の「成功」
 - 第二節 政策評価におけるデータの妥当性の検討
 - 第三節 提案 227 の「成功」の再検討
 - 第四節 言語マイノリティ教育政策に関する適切な評価制度構築の必要性
 - 第五節 提案 227 における英語という自明性とその政治性
- 第十章 カリフォルニア州における言語マイノリティ教育の現状と
アカウンタビリティ政策下における双方向イマージョン・プログラムの成果
 - 第一節 カリフォルニア州の言語マイノリティ教育の現状
 - 第二節 アカウンタビリティ政策下における双方向イマージョン・プログラムへの関心の高まり
 - 第三節 双方向イマージョン・プログラムの特徴とカリフォルニア州の普及状況
 - 第四節 カリフォルニア州における双方向イマージョン・プログラム実施校の成果
- 第十一章 双方向イマージョン・プログラムを実施するチャーター・スクールによる
アカウンタビリティとバイリンガリズムの両立
 - 第一節 アカウンタビリティを証明する最適な学校形態としてのチャーター・スクール
 - 第二節 The Language Academy of Sacramento の創設の経緯と理由
 - 第三節 The Language Academy of Sacramento の教育理念
 - 第四節 チャーター更新の基準と The Language Academy of Sacramento の成果
 - 第五節 双方向イマージョン・プログラムを実施するチャーター・スクールが
アカウンタビリティとバイリンガリズムを両立させた意義とその要因
- 第十二章 言語マイノリティの平等な教育機会の保障における学校選択の可能性
-双方向イマージョン・プログラム実施校の検討-
 - 第一節 提案 227 可決後の学校選択に基づく双方向イマージョン・プログラムの実施
 - 第二節 双方向イマージョン・プログラム実施校の人種・エスニック構成の検討
 - 第三節 人種分離に関する判例とバイリンガル教育に対する批判の検討
 - 第四節 特定の人種・エスニック集団が多数を占める TWI 実施校の検討
 - 第五節 言語マイノリティの平等な教育機会の保障における学校選択の可能性
- 終章 多言語社会における教育統治の様相とオールタナティブな教育理念の保障
 - 第一節 連邦およびカリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策の展開
 - 第二節 本研究の知見とその意義

主要資料および主要参考文献一覧

謝辞

付属資料 Survey on your Two Way Spanish Immersion Program

III 論文要旨

序章 研究の目的・方法および意義

本研究は、カリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策の展開を、教育統治とオールタナティブな教育理念を保障する教育制度の観点から考察し、言語マイノリティに対する教育機会の保障の実態と課題を明らかにすることを目的としている。

「移民国家」アメリカにおける公立学校は、英語を核とした「国民統合」の最も重要な機関に位置づけられてきた。しかし、1960年代半ばまで、メキシコ系アメリカ人のように、家庭で英語以外の言語を話す言語マイノリティの多くは、地方の教育統治のなかで第一言語が英語ではないことに配慮した教育機会が保障されていなかった。このような状況のもと、1960年代に公民権運動が拡大するなか、1968年に連邦初等中等教育法の第7章として連邦バイリンガル教育法が成立し、アメリカ公教育は新たな段階に入った。すなわち、連邦バイリンガル教育法等を通じた州・学区に対する連邦政府の財政援助や連邦裁判所判決が、言語マイノリティの教育機会の保障に実質的な役割を果たすようになったのである。一方、連邦政策は、移民の出入国（国境）や国籍を管理する連邦政府が、「移民国家」アメリカにおける英語の位置づけや公教育の言語的性格といった国民統合に関わる問題にどのような方針をもち、関与するのかという象徴的な意味を有するものでもある。そのため、とりわけ1980年代以降、ラテン・アメリカ、アジアからの大規模な移民に伴い言語マイノリティが増加・多様化するなかで、連邦の言語マイノリティ教育政策は、アメリカ公教育の理念や統治のあり方を巡る激しい社会的政治的論争を引き起こすことになった。

一方、アメリカの教育行政は、州が包括的な教育権限を有する分権的な構造になっている。そのため、言語マイノリティに対する教育機会は、基本的に州の言語マイノリティ教育政策を通じて保障される。言語マイノリティが各州で増加、多様化するなかにあつて、カリフォルニア州は、言語マイノリティの児童生徒が全米で最も多く、そのうち、英語能力が不十分であると認定された **English Learners (EL)** の割合は2013年度現在、22.7%（約141万人）に及ぶ。さらに、同州は、言語マイノリティに対して特別な救済策を求め、その後の政策動向に大きな影響を与えた1974年の連邦最高裁判決・ラフォ判決の舞台として、州政策の充実が図られてきた。しかし、1980年代以降の大規模な移民による言語マイノリティの増加・多様化のなかで、州政策を巡って激しい対立が起こり、1998年には、全米で初めて州民投票（提案227）によって公立学校におけるバイリンガル教育が事実上禁止された。その一方、同州では、言語マイノリティの教育機会の保障において新たな取り組みが展開されてきた。このような州政策の展開は、全米の動向に先んじたものであり、他州の言語マイノリティ教育政策に影響を与えてきた。こうしたことから、カリフォルニア州は、アメリカの言語マイノリティに対する教育機会の保障の実態と課題を考察する対象として最も適した州であると言える。

アメリカ及び日本における連邦ないしカリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策に関する先行研究は、特定の時期あるいは事項・事件について考察した研究（Butler (2000)、San Miguel (1988)、石原 (1999)、西村 (1999) など）が数多くある一方、次のような包括的な研究もある。アメリカにおいては、イングリッシュ・オンリーとバイリンガリズム（イングリッシュ・プラス）という二つの社会統合理念の対立を軸に、言語及びバイリンガル教育をめぐる政治的社会的葛藤をその歴史的背景や社会変動を踏まえて考察したジェイムズ・クローフォード（James Crawford 1992 (a)、2000、2004）の一連の研究が最も注目される。日本においては、バイリンガル教育政策とそれを支持あるいは反対する運動との関係やアメリカにおけるバイリンガル教育の意義を明らかにした末藤美津子（2002）の研究、バイリンガル教育政策をその主要な対象であるラティーノ（ヒスパニック）のエスニシティと関連づけて考察した牛田千鶴（2010）の研究がある。ただし、これらの研究を含め、カリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策に関するアメリカ及び日本の先行研究は、その歴史的展開を一貫して考察したものではない。

以上のような連邦及びカリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策に関する先行研究は、それぞれ重要な知見を生み出している。しかしながら、アメリカの言語マイノリティ教育政策を研究する場合、本政策に

おける対立が、言語マイノリティ教育の目的や方法を、誰が、どのような手続きで決定し、それをどのように実現するのかにも及んできたことに着目する必要がある。言い換えれば、言語マイノリティ教育政策において、連邦、州、学区、学校などの行政機関（公権力）や保護者、地域住民の権限・責任のあり方、すなわち教育統治のあり方が鋭く問われてきたことが考察されなければならない。とりわけ、カリフォルニア州は、そうした問いが先鋭化し、大きな政治的社会的争点となってきた。その一方で同州では、教授学習言語に英語のみを用いる教育とは異なる、オールタナティブな教育の理念（目的、方法）の実現のあり方が模索されてきた。しかしながら、先行研究では、言語マイノリティ教育政策が公教育における言語の統治のあり方を巡って争点化されてきたこと、そして、オールタナティブな教育理念を保障する教育制度（学校制度）のあり方が問われてきたことに十分な関心を払っていない。

以上のような先行研究の成果と課題を踏まえ、本研究は、言語マイノリティに対する教育機会の保障の実態と課題を明らかにするために、連邦の言語マイノリティ教育政策において画期をなす局面の考察と連邦政策の州政策への影響を考慮しながら、カリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策の展開を教育統治のあり方やオールタナティブな教育理念を保障する教育制度の観点から考察する。

その際、本研究では、議会資料などの一次資料をもとに連邦議会、州議会及び州民投票における言語マイノリティ教育に関する政策形成・評価過程を分析し、多言語社会・アメリカにおける教育統治の様相を明らかにする。

また、本研究では政策形成・評価過程に加えて、州、学区及び学校における政策実施を対象に、多言語社会・カリフォルニアにおいて言語マイノリティ教育のオールタナティブな理念がどのような公教育システムのもとで保障されているのかについて考察する。このことは、単に、全米の動向を把握したり、各州の制度・政策についての概要を把握したりするだけではなく、各州が独自の教育政策を展開しているアメリカ教育行政の実態を把握するためには、注目すべき特定州における言語マイノリティに対する教育機会の保障の実態と課題について、現地での資料収集、インタビュー調査、質問紙調査も含めて考察することが重要であると考えるからである。

第一部 連邦の言語マイノリティ教育政策の展開

第一部では、言語マイノリティ教育政策における連邦バイリンガル教育法の成立とその改正の意味を明らかにするために、①1968年の法律制定の背景・要因と1974年の連邦最高裁判決・ラオ判決の本政策への影響、②共和党政権による1980年代の政策転換の背景・要因とその論理、③1994年の法律改正によるバイリンガリズムの推進と2002年法（NCLB法）における連邦バイリンガル教育法の廃止、を中心に考察した。

第一章 連邦バイリンガル教育法制定以前の言語マイノリティ（移民）と教育

第一章では、1968年に連邦バイリンガル教育法が制定される以前の言語マイノリティ（移民）教育について、ドイツ系アメリカ人とメキシコ系アメリカ人を中心に考察し、両者が置かれた状況の違いとそれを生み出した要因について考察した。

「移民国家」アメリカには、1968年の連邦バイリンガル教育法の成立以前にも全米各地でバイリンガル教育が実施されていた。その中心は、19世紀半ばのドイツ系アメリカ人であり、かれらは、地域における大きな経済的・政治的影響力によって公立学校でのバイリンガル教育を実現した。一方、カトリックの多かった「新移民」は、ワスプ（WASP）の中産階級の価値が強調され、英語を核としたアングロ・コンフォーミティ（同化）が推進された公立学校ではなく、教区学校や私立学校でのバイリンガル教育や文化の教育を通じて、世代間の断絶を防ぎながら緩やかに同化していった。

連邦の言語マイノリティ教育政策は、スペイン語を第一言語とするメキシコ系アメリカ人の貧困と劣悪な教育環境への政治的関心の高まりが契機となった。メキシコ系アメリカ人は1960年代半ばまで、英語能力を基準とした差別的な分離教育において、英語のみの（イングリッシュ・オンリー）教育が行われた結果、低

学力と高い中途退学率が貧困に結びつく悪循環の中におかれた。しかし、第一言語が英語ではないといわれらの特別な教育ニーズが、州、学区レベルでほとんど配慮されることはなかった。そのため、言語（スペイン語）という特別な教育ニーズをもつメキシコ系アメリカ人に対する平等な教育機会の保障には、連邦政府の関与が重要な意味をもっていたのである。

第二章 連邦バイリンガル教育法の制定と第一言語使用の原則化

第二章では、まず、言語マイノリティを対象にした初の連邦法として1968年に成立した連邦バイリンガル教育法の制定過程を考察し、本法成立の背景・要因とその意味を明らかにした。次に、アメリカの言語マイノリティ教育において画期をなす1974年の連邦最高裁判決・ラオ判決の意義と課題を明らかにし、ラオ判決を具体化した行政規則や1970年代の本法改正によるバイリンガル教育の推進について考察した。

第一章で明らかにしたように、メキシコ系アメリカ人は、1960年代半ばまで、州、学区といった地方レベルの教育統治のなかで言語にもとづく平等な教育機会が保障されなかったため、低学力・中途退学と貧困の悪循環のなかにあった。全米教育協会や民主党のヤーボロー上院議員らは、メキシコ系アメリカ人が低学力と貧困の悪循環に置かれているのは、かれらの第一言語（スペイン語）と文化が否定的に捉えられてきたことにあると考え、その悪循環を絶ち切る方策として、かれらの第一言語であるスペイン語を用いるバイリンガル教育に注目し、その推進を図るための連邦法制定をめざした。

しかし、黒人を主な対象として1965年に制定された初等中等教育法は、当時すでに十分な予算を確保することが難しくなっており、ジョンソン大統領も初等中等教育法の新たな章としてバイリンガル教育法が成立した場合の教育予算の増大を警戒していた。そこで、ヤーボロー上院議員らは、バイリンガル教育法の対象をメキシコ系アメリカ人から「英語を話す能力の不十分な」子ども全てに拡大し、本法に対する議会の広範な支持を得ることに成功した。一方、バイリンガル教育法の資金配分に関して貧困家庭が集中する学区を優先するとの基準が盛り込まれ、多くのメキシコ系アメリカ人がこの基準に該当した。そのため、この基準によって、貧困層（黒人）に対する補償教育を主目的とする初等中等教育法のなかで、メキシコ系アメリカ人を主対象にした独自の章（法律）としてバイリンガル教育法を制定することの合理性が高まった。このことは、メキシコ系アメリカ人を対象にした法律制定をめざしていたヤーボロー上院議員の当初の意図とも合致するものであった。こうして、連邦バイリンガル教育法は、言語を基準とした新たな補償教育の促進という性格をもつ法律として成立したのである。

1974年には、言語マイノリティに対する特別な救済策の必要性を認めた連邦最高裁判決・ラオ判決が下された。この判決は、言語マイノリティ教育における画期的な判決であったものの、その救済策として第一言語を用いること（バイリンガル教育）を命じたわけではなかった。しかし、その後、民主党政権はラオ判決を実際の学校教育の場に適用していくための基準として、1975年にラオ救済策、1980年にはラオ規則を定め、移行型バイリンガル教育（英語のみの教育を受けるのに十分な英語能力を習得するまで第一言語による教育を行うバイリンガル教育の一形態）の実施を学区に求めた。また、1974年、1978年の連邦バイリンガル教育法の改正を通じて、本法による援助対象となる教育プログラムが、言語マイノリティの第一言語を用いるバイリンガル教育であることが明確にされた。こうして、連邦の言語マイノリティ教育政策は、言語マイノリティの第一言語の使用（バイリンガル教育）を原則とし、それを推進する政策となったのである。

第三章 1980年代の連邦バイリンガル教育政策の転換

第三章では、1980年代の共和党政権による連邦バイリンガル教育政策の転換についてその背景・要因と論理を明らかにし、政策転換の意味を考察した。

第二章で明らかにしたように、1970年代の民主党政権下では、言語マイノリティの第一言語使用が原則化され、バイリンガル教育の普及が図られた。しかし、新連邦主義を標榜し、教育予算の削減と規制緩和を重視するレーガン政権は、ラオ規則、ラオ救済策を廃止したうえで、連邦バイリンガル教育法改正に際し、本法の予算削減と補助金配分方式の改革をめざした。この改革で主要な論拠となったのは、「柔軟性確保」のス

ローガンのもと、地方の教育権限を尊重し、その自由裁量の範囲を広げる、というものであった。1984年、1988年の二度にわたる本法改正に関する連邦議会の議論において、共和・民主両党ともに、アメリカ教育行政における教育の地方自治の原則に照らして、言語マイノリティの教育方法は地方（学区）が選択すべきであるとの立場であった。しかし、バイリンガル教育の有効性を疑問視し、英語のみによるイングリッシュ・オンリー・プログラムを本法の補助金対象に含めるべきだとする共和党と、言語マイノリティ教育が英語のみの教育（イングリッシュ・オンリー）に回帰することを警戒し、第一言語使用を原則とし、その使用の程度について裁量を認めるべきであるとする民主党との間には大きな隔たりがあった。

1984年法の制定過程では、大規模な移民により、全米各地で言語マイノリティが増加するなか、バイリンガル教育の実施体制が十分ではない学区が存在しているとの認識が共有されていた。また、民主党議員のなかに、民主党政権下で原則化され、拡大してきた移行型バイリンガル教育に対する援助が確保できるならば、イングリッシュ・オンリー・プログラムを含め、プログラム選択においてある程度の「柔軟性」を許容すべきであるとする議員も現れた。そして、予算が増額されるのならば、イングリッシュ・オンリー・プログラムを支持しても良いとの見解が優勢となり、言語マイノリティの第一言語を用いない特別代替教育プログラム（＝イングリッシュ・オンリー・プログラム）を補助金対象に加えるとの政治的妥協が図られた。

1988年の本法改正でも、両党の主張の隔たりは残ったままであったが、英語公用語化運動が州レベルで成功しており（カリフォルニア州では1986年に州民投票が可決）、地方（選挙区）における言語マイノリティ教育のニーズの多様性を背景に民主党議員の間にも見解の相違があった。このような状況のなか、共和党が特別代替教育プログラムの補助金枠を1984年法の4%から25%に拡大する代わりに、ベネット教育長官が予算増額を確約したとして、民主党に妥協を迫った。民主党の指導者たちは、バイリンガル教育法を一部とする教育総合法案（H.R.5）を迅速に通過させることを念願し、共和党の指導者らとすでに十分な協力関係を築いていたため、この妥協案を受け入れ、1988年法が成立した。

以上のように、連邦バイリンガル教育法の補助対象にイングリッシュ・オンリー・プログラムを含めるという1980年代の政策転換は、教育の地方自治の原則を前提とした予算確保・増額のための政治的妥協がその主な要因となった。この政策転換により、言語マイノリティに対する平等な教育機会として英語のみの教育が認められ、連邦の言語マイノリティ教育政策はバイリンガル教育のみを推進する政策ではなくなったのである。いいかえれば、この政策転換は、英語公用語化運動が勢いを増し、英語による社会統合（国民統合）と英語習得が強調される一方、第一言語使用に対する否定的な見解が広がるなかで、第一言語を伸長し、マイノリティ文化を尊重するというバイリンガル教育の意義を弱め、第一言語使用が英語習得の手段であることを明確にする改革であったといえることができる。

第四章 1994年法のバイリンガリズムとNCLB法のアカウンタビリティ

第四章では、共和党から民主党への政権交代によって連邦政策がどのように変容したのかについて、1994年連邦バイリンガル教育法の制定過程を対象に考察を行った。また、2002年のブッシュ・共和党政権下で改正された初等中等教育法（通称、NCLB法）とバイリンガル教育法の廃止の意味について考察した。

1994年連邦バイリンガル教育法の改正は、1980年代の二度の改正に比べると順調に進んだ。1980年代の改正で争点となっていた特別代替教育プログラム（イングリッシュ・オンリー・プログラム）の補助金枠の問題は法案H.R.3229の提出時にすでに解決されていたとも言える。なぜなら、バイリンガル教育の擁護派は言語マイノリティに対する教育の体系的な条件整備に主眼を移し、バイリンガリズムの推進というH.R.3229の大きな理念を1994年法に盛り込むことを優先していたため、当初から特別代替教育プログラムの25%枠が維持されていたからである。さらに、共和党のロス下院議員に代表されるバイリンガル教育（法）への批判が、バイリンガル教育法の廃止を目的としていたことも、その目的達成を容易にしたとも言える。なぜなら、言語マイノリティの急激な増加とその全米的な「遍在」は直面する現実であり、そのための連邦援助の必要性は、政府、議員及び関係諸団体に広く共有されていたからである。一方、バイリンガル教育及びバイリンガリズムの推進者にとって1994年法におけるこれまでにない体系的なバイリンガル教育の推進とバイ

リンガリズムの強調は大きな進歩であったものの、その政策実施の形態は地方の自由裁量に委ねられたものであり、補助金額もバイリンガリズムを確立するものとしては非常に限られたものであった。

2001年誕生したブッシュ・共和党政権は、政権の優先課題としてNCLB法の成立をめざした。この法律は、同年の同時多発テロ事件発生という特殊状況下において成立したものであり、連邦の言語マイノリティ教育政策においては、バイリンガル教育法（第7章）を廃止し、英語能力と英語による学力の向上に対するアカウントビリティを重視した新法（第3章）を成立させるものだった。この改革によって、連邦の言語マイノリティ教育政策は、英語と英語による学力向上に対するアカウントビリティを果たすことができれば、どのような教育プログラムでも援助の対象にするものとなった。

第二部 カリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策の展開

第二部では、第一部で考察した連邦政策との関連を考慮しながら、カリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策の歴史的展開と言語マイノリティに対する教育機会の保障の実態と課題について、主に①1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法廃止による言語マイノリティ教育の規制緩和とその影響、②州民投票・提案227の可決とその実施、③言語マイノリティの平等な教育機会の保障における保護者の学校選択の実態、の三つの点に着目して考察した。

第五章 カリフォルニア州におけるバイリンガル教育の推進とその批判

第五章では、まず、カリフォルニア州法である1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法制定の背景・要因を考察し、本法制定の意味を明らかにした。次に州英語公用語化運動を背景とした本法廃止以後のカリフォルニア州の言語マイノリティ教育の法的枠組みについて検討した。

カリフォルニア州では、1968年に成立した連邦バイリンガル教育法にもとづく財政援助だけでは不十分と考えたチャーコン州下院議員が中心となり、州独自の法律として1972年バイリンガル教育法（1972年法）が制定された。その後、1974年の連邦最高裁判決・ラォ判決の舞台がカリフォルニア州サンフランシスコであったことに呼応し、州法として制定されたのが1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法（1976年法）である。1972年法が学区の申請にもとづく競合型補助金を規定していたのに対し、1976年法は、一定条件下での移行型バイリンガル教育の実施とバイリンガル教員の配置の責任を学区に求めている。こうしてカリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策は、連邦政策と同様、バイリンガル教育（第一言語使用）の実施を推進するものとなった。

しかし、1980年代に入り、第三章で述べたように第一言語使用を原則化しそれを推進してきた連邦政策に対する批判が高まると、カリフォルニア州の1976年法への批判も高まった。こうしたなか、州英語公用語化運動によって、1986年に州憲法が改正され、英語が州の公用語となった。バイリンガル教育に批判的な立場をとっていた英語公用語化運動は、元々、1976年法の期限切れにあわせて展開されていたため、州議会ではこれに同調する共和党議員がデュークメイジャン州知事に同法の期間延長を拒否するよう圧力をかけるなどした。その結果、1987年に本法は期限切れ・廃止となり、移行型バイリンガル教育の実施規制、すなわち第一言語使用に関する規制が緩和された。

第六章 1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法の廃止とアカウントビリティ

第六章では、カリフォルニア州法・1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法廃止に伴う言語マイノリティの第一言語使用原則の緩和の意味とその影響について考察した。

1987年の1976年法廃止に伴う規制緩和によって、学区は教育プログラムの選択とバイリンガル教員の配置に関する自由裁量が拡大し、イングリッシュ・オンリー・プログラムを実施することも可能となった。また、第三章で述べたように、共和党政権下における連邦政策の転換により、地方学区がイングリッシュ・オンリー・プログラムを選択・実施しやすい条件が整いつつあった。このような連邦政策の転換と軌を一にし

たカリフォルニア州における 1976 年法の廃止は、イングリッシュ・オンリー・プログラムと英語話者教員の増加をもたらした。つまり、連邦及び州の規制緩和（地方分権）による学区の自由裁量の拡大は、地域の実情に応じた英語以外の多様な言語を用いた教育プログラムを拡大するものとはならなかった。むしろ、それは、州の英語公用語化によって英語の公的な地位が明確にされ、英語習得が州公教育の目的として重視されるなかで、イングリッシュ・オンリーの教育を拡大し、公共空間＝学校の英語化をもたらした。これは、英語公用語化運動のスローガンとなってきた、家庭やコミュニティにおいては第一言語を是認するが、学校（公共空間）では英語を求める論理（イングリッシュ・オンリー）が現実化したものといえよう。

また、1976 年法廃止による第一言語使用に関する規制緩和は、アカウントビリティの質的変容をもたらした。それは、学区が、言語マイノリティの第一言語を用いた教育機会を保障するという手続きに対して責任を負う「手続志向アカウントビリティ」から、どのような手続き（教育方法）をとるかに関わらず、英語の効果的、効率的な習得という結果、すなわち目的の達成度＝有効性に対して責任を負う「結果志向アカウントビリティ」への移行である。1986 年の州英語公用語化によって、州公教育の目的として英語習得がより重視されるなか、1976 年法が廃止され、アカウントビリティが手続志向から結果志向に移行したことで、学区が英語習得の達成度（結果）に責任を負うことを優先させる状況が生まれたのである。しかしながら、教育統治機構としての学区は、英語とともに言語マイノリティの第一言語の習得をめざすバイリンガリズムを教育目的とし、その結果に対するアカウントビリティを負うことも可能であった。このように考えれば、1976 年法の廃止は、一見、中立的で客観的な達成度＝有効性といった価値にもとづく結果志向アカウントビリティの目的（イングリッシュ・オンリー）が無批判に受け入れられた場合、オールタナティブな教育目的（バイリンガリズム）を設定し、その結果に対する責任を負うことが等閑視される可能性が高いことを示している。言い換えれば、結果志向アカウントビリティの無批判な受容によって、オールタナティブな社会（バイリンガリズムにもとづく社会）の選択が阻害されることを示す事例であったと言えよう。

第七章 カリフォルニア州の LEP 教員不足と 1990 年代の LEP 教員免許制度改革

第七章では、1976 年法廃止後、結果志向アカウントビリティにもとづいて本政策が実施されるなかで英語話者教員が増加した理由について、教員の養成と供給の側面から明らかにするために、1990 年代の教員免許制度改革を中心に考察した。

1990 年代初頭のカリフォルニア州は、英語能力が不十分であると認定された LEP (Limited English Proficiency) の児童生徒の急増にともなう LEP 教員の増員、特にスペイン語以外の LEP の増加 (LEP の多様化) に対応するためにスペイン語以外の LEP 教員の増員が緊急の課題となっていた。しかし、教員の大多数を白人が占める一方、児童生徒の過半数をマイノリティが占める現実があった。それは、カリフォルニア州の教育機会の不平等という構造的問題に由来するものであり、短期間での是正の見込みは非常に低いものであった。したがって、LEP 児童生徒の第一言語の多様化への対応を目標とした場合、LEP 教員不足とは、カリフォルニア州の教育制度全体を改革することが必要になる問題であった。

LEP 問題に関する特別委員会はそうした認識に立ち、LEP 教員不足をバイリンガル教員不足として問題視し、その改善を勧告した。これに対し、州教員免許委員会は、それまでの LEP 教員免許制度の不統合を指摘し、知識・技能の「共通の核」を導入することによって免許制度を体系化し、有資格教員の増員を図ろうとした。すなわち、「LEP 教員の多言語化」ではなく、「多様な LEP 児童生徒に対応できる（英語話者）教員」の供給を増加させ、LEP 児童生徒の増加、多様化に対応することを意図したものであった。

第八章 1998 年のカリフォルニア州民投票・提案 227 の可決と教育の正統性

第八章では、1998 年にカリフォルニア州の公立学校におけるバイリンガル教育を事実上禁止する州民投票・提案 227 が可決され、州法となった背景と要因について明らかにし、それに伴う教育の意思決定レベルの変更の意味と言語マイノリティ教育の正統性について考察した。

1996 年にロサンゼルス市の公立小学校で起こったバイリンガル・クラス・ボイコット事件は、バイリンガル

教育の受益者・擁護者であるとみなされてきたヒスパニックが、それに反対する態度を明確に示し、その有効性の低さを改めて露呈した事件として広く知られるようになった。こうした状況のなかで拡大したバイリンガル教育に対する抗議運動は州民投票・提案 227 の可決を後押しすることになった。可決された提案 227 は、州の公立学校におけるバイリンガル教育を事実上禁止し、一年間の英語による特別プログラム (Sheltered English immersion=イングリッシュ・オンリー・プログラム) の実施を規定したものである。

提案 227 が 1998 年に可決されるまでの過程においては、言語マイノリティ教育政策の目的や公立学校の果たすべき責任、それまでの言語マイノリティ教育政策の評価 (現状認識)、第二言語習得における特別プログラムの有効性、保護者の権利、教員・学区の権限などが争点となった。可決の背景・要因としては、英語公用語化運動がアメリカ人としてのアイデンティティや紐帯としての英語という、いわばシンボリズムに立ってバイリンガル教育を非難する傾向があったのに対して、本法可決の推進運動においては、公立学校の言語マイノリティに対して英語を習得させるという結果に対する責任 (=アカウンタビリティ) を争点にし、バイリンガル教育の有効性を問題視したこと、などがあつた。提案 227 は、「子ども達に英語を」と称する推進運動によってバイリンガル教育の「失敗」が広く受け入れられるなか、約 6 割の支持を得て可決された。しかし、提案 227 の賛成理由をみると、州民は、バイリンガル教育を事実上禁止するためではなく、英語の重要性を支持して提案 227 に投票したものと考えられる。

また、州民投票による教育政策の決定は、州の言語マイノリティ教育における意思決定が 1976 年法廃止以降の学区レベルの間接民主制 (教育委員会) ではなく、州レベルの直接民主制 (州民投票) にもとづいて行われたことを意味した。さらに提案 227 の可決は、言語マイノリティに対する教育方法を特別プログラム (イングリッシュ・オンリー・プログラム) に限定したため、多様な教育ニーズと様々な地域の実態を等閑視することになった。すなわち、州レベルの直接民主制 (州民投票) に基づく意思決定は、学区、学校レベルにおける教育の意思決定権限、いかえれば、教育の専門性・自律性にもとづいて教育方法を選択する権限、を弱体化するものであつたとも言えよう。

提案 227 の可決によって、事実上公立学校でのバイリンガル教育は禁止された。しかし、カリフォルニア州には、州民投票に加えて、州議会、州教育委員会・州教育長、学区教育委員会、チャーター・スクール、保護者といった教育に関する意思決定機関・主体が複数設定されており、このような教育統治の構造は、「多様な教育の正統化システム」と呼ぶことができる。州民の意思である提案 227 可決後も、このシステムのもとで、事実上禁止されたバイリンガル教育も含めた多様な言語マイノリティ教育が保護者の教育意思としての学校 (プログラム) 選択を前提として、多様な学校制度 (オールタナティブ・スクール、チャーター・スクールなど) を基盤として実施されている。このことは、多様な教育ニーズや地域の実情に合わせて言語マイノリティの教育機会を保障するためには、教育の正統化を多元的に行うシステムと多様な学校制度の重要性を示唆していると言えよう。

第九章 提案 227 の政策評価と政策課題の政治性

第九章では、州民投票・提案 227 可決後、提案 227 にもとづく言語マイノリティ教育政策が「成功している」とする政策評価に関する言説を検討し、言語マイノリティ教育の評価制度のあり方について考察した。

提案 227 の可決を推進してきたウンツらは、提案 227 の実施後、州全体の English Learners (英語能力が不十分であると認定された児童生徒、以下、EL) の学力テストの得点が劇的に改善していること、提案 227 で規定された英語による特別プログラム (sheltered English immersion : SEI) を最も厳密に実施している学区が、バイリンガル教育を継続している学区と比べて大きな成果をあげていることなどから、提案 227 が「成功している」と評価している。しかし、提案 227 を評価するためのデータには、EL の認定に関する州・学区の権限、テストの適格性、情報収集・公開の制限から、その妥当性に問題がある。また、入手できる情報をもとに提案 227 を評価した場合、例えば、次のような問題があつた。提案 227 実施直前 (1998 年) において、州の LEP (Limited English Proficiency、提案 227 可決後は EL と呼ばれている) 児童生徒のうちでバイリンガル教育を受けていた者は全体の約 30%であり、そのうちバイリンガル教育の有資格教員が担当し

ていたのは約20%にすぎなかった。つまり、提案227の実施前はバイリンガル教育が全面実施されていたとの前提にたってバイリンガル・プログラムとSEIの有効性を比較するのは適切ではない。また、学力テストの得点上昇は、ELのみではなく全児童生徒に見られる傾向であり、むしろ両者の得点差が拡大していた。

以上のような提案227可決後の言語マイノリティ教育の実施状況の検討の結果、言語マイノリティの平等な教育機会の保障（学力保障）を図る上で、教育政策の評価のあり方（長期的な視点、体系的な情報収集・分析）や州・学区間の権限の再考が重要な課題であり、加えて、誰がどのように教育の目的・方法を決定するのかという教育の正統化の問題を重視する必要があることが明らかになった。特に、公教育の目的及び方法において英語が強調され、短期間での英語習得が求められているため、英語習得における言語マイノリティの第一言語の重要性や長期的な視点にたった評価が行われておらず、言語マイノリティ教育の適切な評価制度を構築し、それと学校改善をどのように関連させるのかが課題となっている。

第十章 カリフォルニア州における言語マイノリティ教育の現状とアカウントビリティ政策下における 双方向イマージョン・プログラムの成果

第十章では、連邦及びカリフォルニア州の政策において英語習得と学力向上に対するアカウントビリティが重視されるなかでの言語マイノリティ教育の現状と、バイリンガリズムを教育理念とする双方向イマージョン・プログラムの意義と動向を明らかにした。

2002年に成立した連邦初等中等教育法・NCLB法、カリフォルニア州において1999年に制定された公立学校アカウントビリティ法、そして提案227は、いずれも、英語能力と英語による学力の向上に対するアカウントビリティを求める政策である。このようなアカウントビリティ政策が推進されるなか、カリフォルニア州ではバイリンガル教育を受けているELが5%程度にとどまっておらず、言語マイノリティあるいはELの学力達成が、人種・エスニシティ集団等のなかで最低水準にあるだけではなく、白人等との格差（得点差）が高学年になるほど拡大している。

こうした状況のなか、カリフォルニア州では、英語による学力保障（アカウントビリティ）とバイリンガリズムを両立させるプログラムとして、双方向イマージョン・プログラム（Two-Way Immersion program：TWI）の成果が目され、その実施校が増加している。TWIの目的は、バイリンガリズム（二つの言語で話す、聞く）、バイリテラシー（二つの言語で読む、書く）、バイカルチュラル（二つの文化（異文化）の理解・尊重）の能力の発達・促進であり、アメリカで最も一般的な移行型バイリンガル・プログラムが英語への移行（同化）を目的としているのとは異なる。また、TWIでは英語話者（言語マジョリティ）と非英語話者（言語マイノリティ）がお互いをモデルとし、尊重しあいながら学ぶこと（＝双方向）で、両言語を尊重する姿勢を育て、両者がともにバイリンガルになることをめざす特徴がある。

このプログラムを実施する小学校（TWI小学校）の英語能力と英語による学力の達成状況について、学力向上に負の相関がある社会経済指標（マイノリティ在籍率、給食費の減免受給率、EL在籍率、保護者の低学歴）を用いて評価した結果、ELの評価において、一定の留保は必要なもののTWI小学校と非実施校との間には有意差が認められなかった。このことは、TWIでは、小学校低学年まで授業時間の50%以上がマイノリティ言語で行われていることや、TWIの効果が大きくなるのが高学年以降であるとされていることを踏まえれば、TWI小学校が非実施校と同等のアカウントビリティを果たしているものと評価することができよう。

第十一章 双方向イマージョン・プログラムを実施するチャーター・スクールによるアカウントビリティと バイリンガリズムの両立

第十一章では、カリフォルニア州サクラメント市のチャーター・スクール、The Language Academy Sacramento（LAS）を事例に、アカウントビリティ政策が推進されるなかで注目されている、双方向イマージョン・プログラム（TWI）を実施するチャーター・スクールが、アカウントビリティとバイリンガリズムを両立した意義とその要因について現地でのインタビュー調査や収集した資料にもとづいて明らかにした。

サクラメント市統合学区の低社会階層のマイノリティ集住地域に2004年に開校されたLASは、TWIを実

施する同学区初のチャーター・スクールである。カリフォルニア州のチャーター・スクールは、独自の統治機構と高い自律性を有するとともに、学区等との契約期間（5年間）内で児童生徒の測定可能な教育成果に対してアカウントビリティを果たすことが求められる選択制の学校である。チャーター・スクールである LAS は、2008 年、サクラメント市統合学区が、チャーター・スクールに求められるアカウントビリティを果たしたことを認め、LAS のチャーター（契約）を更新した。これにより、LAS は、バイリンガリズムにもとづく TWI を実施しつつ、英語と英語による学力達成に関するアカウントビリティを果たした。

このようにチャーター・スクールとしての LAS がアカウントビリティとバイリンガリズムの両立を実現した意義は、第一に、州というより広域あるいは高次における教育の意思決定（英語に関するアカウントビリティ）と LAS を選択した保護者（児童生徒）の教育意思（バイリンガリズム＝英語とマイノリティ言語の伸長）を両立させたことである。第二に、アメリカ、カリフォルニア州における言語（英語）による社会統合に関する長く激しい対立のなかで、英語を重視し、それを言語マイノリティの子どもたちに身につけさせること（アカウントビリティ）は、必ずしも英語のモノリンガル（イングリッシュ・オンリー）な社会に結びつくものではなく、英語とマイノリティ言語によるバイリンガリズムにもとづく社会統合と両立可能であることを示したことである。

そして、LAS がアカウントビリティとバイリンガリズムを両立させた要因は、第一に、社会経済的条件を考慮したチャーターの更新基準である。LAS のように低社会階層の言語マイノリティを対象にしたチャーター・スクールは、学力向上に不利な社会経済的条件のもとでアカウントビリティを求められる。そのため、TWI を実施し、教育成果をあげていても、更新基準に社会経済的条件の配慮がない場合、チャーターが更新されない可能性が高く、バイリンガリズムとアカウントビリティとの両立は困難になる。第二に、言語マイノリティ教育に関する教員の専門性である。多くの言語マイノリティの保護者は英語習得や学力向上のためには第一言語（スペイン語）の伸長が重要であることを自覚していない。LAS の教員たちは、保護者に対して第一言語の伸長が重要であるという言語マイノリティの潜在的な教育ニーズに関する理解を促し、保護者から TWI に対する支持（選択）を得ながら、TWI を実施するチャーター・スクールを創設することで、保護者の教育意思を公的な学校制度として具現化した。さらに、教員たちはその専門性の向上を図りながら教育成果をあげることで、州レベルの教育意思である英語に関するアカウントビリティをも果たしたのである。

第十二章 言語マイノリティの平等な教育機会の保障における学校選択の可能性

－双方向イマージョン・プログラム実施校の検討－

第十二章では、カリフォルニア州の双方向イマージョン・プログラム実施校の人種・エスニック構成と社会階層の分析を通じて、言語マイノリティの平等な教育機会の保障における学校選択の可能性と課題を明らかにした。

既に述べてきたように、カリフォルニア州では、1998 年の州民投票・提案 227 の可決によって、バイリンガル教育が州内全ての公立学校で事実上禁止される一方、保護者は、カリフォルニア州の「多元的な教育の正統化システム」のもとでバイリンガル教育を実施している学校（プログラム）を選択することができる。近年、その成果が注目されてきた双方向イマージョン・プログラム（TWI）も、英語以外にスペイン語や中国語などを用いるため、他のバイリンガル教育と同様、その実施には保護者の選択が前提となる。

しかしながら、学校選択に関しては、選択の結果、特定の人種・エスニック集団の児童生徒が多数を占めることでアメリカ社会の分裂がもたらされるとの「社会分裂」批判、あるいは、白人富裕層等の人種・階級差別にもとづいた選択（低社会階層やマイノリティの忌避）を正当化し、公立学校の階層化が助長されるとの「人種分離・階層分化」批判がある。

こうした批判が TWI を実施する選択制の学校にも当てはまるのかどうかについて、双方向イマージョン・プログラムを実施している学校（対象は TWI を学校全体で実施している 34 校）の人種・エスニック構成の分析と The Language Academy of Sacramento (LAS) の社会階層について質問紙調査を実施し、分析を行った結果、以下のことが明らかとなった。第一に、TWI 実施校は、特定の人種・エスニック集団（ヒスパニ

ック)が大半(75%以上)を占める人種分離校が多くある一方、人種統合校(5校)や元々学区内では人種統合が困難な学校(15校)もあり、「社会分裂」批判が当てはまらない例も確認された。第二に、ヒスパニックが大半を占める TWI 実施校に関する「社会分裂」批判については、まず、TWI が、英語社会への統合を理念とする教育プログラムであることを確認する必要がある。実際、チャーター・スクールである LAS の保護者は英語の重要性を強く認識していた。さらに、LAS のヒスパニック率の高さは、公正な入学手続きを経た結果でもある。第三に、ヒスパニックが大半を占める TWI 実施校に関する「人種分離・階層分化」批判については、TWI の認知度、評価が高まる中で、白人比率が高まり、ヒスパニックとの人種統合が促進されている白人富裕層集住地域の事例(Fairmount 小学校)が確認された。さらに、低社会階層集住地域にある LAS が、通学区域外から中・高社会階層を引きつけており、階層を(再)結合していることも明らかとなった。

人種分離校が多数存在する現状において、TWI 実施校の選択による人種統合や階層の(再)結合を楽観視することはできない。しかし、選択制のもとで人種統合の促進や階層の(再)結合を実現している上の二つの TWI 実施校の事例は、提案 227 可決後、英語以外の言語を用いた教育機会が大きく制限されるなかで、英語以外のマイノリティ言語と英語を用いる TWI 実施校が学校選択一般に対する批判を回避しながら、言語マイノリティの学力向上を図る平等な教育機会を保障する可能性を示していると言えよう。

終章 多言語社会における教育統治の様相とオールタナティブな教育理念の保障

終章では、以上、各章での考察を概括し、本研究を通じて得られた知見とその意義について述べた。

本研究で得られた知見の第一は、カリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策が、言語マイノリティの第一言語によって教育機会を平等に保障しようとする「第一言語による教育機会の平等」、多言語社会を英語によって統合する「英語による社会統合」、学区、学校レベルでの自治を尊重する「教育の地方自治」という3つの理念を巡って教育統治が展開するなかで、言語マイノリティに対する教育機会の保障が図られてきたことである。

カリフォルニア州では、1970年代の連邦政策と同様、1976年バイリンガル・バイカルチュラル教育法(1976年法)の制定によって、バイリンガル教育が言語マイノリティの平等な教育機会とされた(「第一言語による教育機会の平等」)。しかし、英語公用語化運動が高揚し、社会統合の要素として英語が重視されるなか(「英語による社会統合」)、1987年に1976年法が廃止された。言語マイノリティの平等な教育機会としてイングリッシュ・オンリー・プログラムを許容することを企図した1976年法の廃止は、連邦政策における地方重視(「教育の地方自治」)と相まって、イングリッシュ・オンリー・プログラムの拡大をもたらした。このように、カリフォルニア州における1976年法の廃止によって、言語マイノリティ教育のプログラム選択における学区裁量が拡大し(「教育の地方自治」)、イングリッシュ・オンリー・プログラムの導入が促進されることで、「英語による社会統合」が再強化されたのである。

1998年に可決した州民投票・提案 227 は、英語習得と英語による学力向上に対するアカウントビリティを重視して、イングリッシュ・オンリー・プログラムによって平等な教育機会を保障しようとするものであった(「英語による社会統合」)。これは、事実上バイリンガル教育を禁止し、「第一言語による教育機会の平等」を否定するものであると同時に、学区・学校レベルの「教育の地方自治」を著しく制限するものでもあった。そのため、提案 227 の実施は、連邦及び州のアカウントビリティ政策と相まって、言語マイノリティ教育におけるイングリッシュ・オンリー・プログラムを拡大させ、州公教育の英語化(単一言語化)が進んだ。しかしながら、言語マイノリティ(English Learners (EL))の英語能力及び英語による学力達成の低迷と他の人種・エスニック集団等との大きな学力格差は、言語マイノリティ(EL)が「英語による社会統合」に組み込まれつつも、そこから排除されていることを示しており、「第一言語による教育機会の平等」が厳しく制限されているカリフォルニア州における言語マイノリティの教育機会の保障には大きな課題が残されている。

本研究の知見の第二は、以上のようなカリフォルニア州における言語マイノリティ教育政策の展開において一定の政治的決着をもたらした1998年の州民投票・提案 227 について、教育の正統性の観点から考察することで、カリフォルニア州の教育統治構造を「多面的な教育の正統化システム」として再定義し、それを、

多言語社会においてオールタナティブな教育理念を保障する教育制度として意義づけたことである。

カリフォルニア州では、1998年の提案227の可決によって、事実上バイリンガル教育（「第一言語による教育機会の平等」）が禁止され、学区・学校レベルでの「教育の地方自治」が制限された。しかし、カリフォルニア州では、多様な意思決定機関が設定されており、その教育統治の構造は、多元的な教育の正統化システムと呼ぶことができる。特に、教育の最終的な意思決定主体として保護者が位置づけられ、州及び学区レベルでの教育の意思決定とは異なる判断が学校選択という形で認められており、保護者の学校選択に基づく多様な教育プログラムの実施が可能となっている。そのため、カリフォルニア州では、こうしたシステムのもと、最も広域かつ高次の意思決定である州民投票・提案227の可決に対して、提案227の教育理念とは異なるオールタナティブな教育理念（バイリンガリズム）を公教育において実現することが可能となっている。

本研究の知見の第三は、提案227に加えて、「英語による社会統合」という理念を基盤とするアカウントビリティ政策が連邦及び州によって推進されるなか、オールタナティブな教育理念としてのバイリンガリズムを実現する双方向イマージョン・プログラム（TWI）を実施するチャーター・スクールが、そのアカウントビリティを果たし、バイリンガリズムを実現することの意義である。

一定の契約期間において教育成果に対するアカウントビリティが求められるチャーター・スクールが、バイリンガリズムを理念とするTWIを実施し、アカウントビリティを果たした意義は、第一に、州というより広域あるいは高次における教育の意思決定（英語に関するアカウントビリティ、あるいは「英語による社会統合」とチャーター・スクールを選択した保護者（児童生徒）の教育意思（バイリンガリズム）を両立させたことである。第二に、英語を重視し、それを言語マイノリティの子どもたちに習得させること（アカウントビリティ）が、必ずしも英語のモノリンガル（イングリッシュ・オンリー）な社会（「英語による社会統合」）に結びつくものではなく、英語とマイノリティ言語によるバイリンガリズムに基づく社会統合と両立可能であること示したことである。

本研究の知見の第四は、提案227という州レベルの意思決定によって言語マイノリティの教育機会の保障が大きく制約されるなかで、オールタナティブな教育理念による言語マイノリティの平等な教育機会の保障（「第一言語による教育機会の平等」）における学校選択がもつ可能性である。

保護者の学校選択に関しては、特定の人種・エスニック集団の児童生徒が多数を占めることでアメリカ社会の分裂がもたらされるとの「社会分裂」批判、あるいは、白人富裕層等の人種・階級差別に基づいた選択（低社会階層やマイノリティの忌避）を正当化し、公立学校の階層化が助長されるとの「人種分離・階層化」批判がある。TWI実施校においても人種分離校が多数存在しており、TWI実施校の選択による人種統合や階層の（再）結合を楽観視することはできない状況にある。しかしながら、選択制のもとで人種統合の促進や階層の（再）結合を実現しているTWI実施校の事例は、提案227可決後、英語以外の言語を用いた教育機会が大きく制限されるなかで、選択制のTWI実施校が学校選択一般に対する批判を回避しながら、言語マイノリティの学力向上を図る平等な教育機会（「第一言語による教育機会の平等」）を保障する可能性を示している。

以上のような本研究の知見を踏まえれば、カリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策の展開は、アメリカ教育行政の一断面を次のように示すものであったと意義づけることができる。すなわち、多言語社会・アメリカ、カリフォルニア州において、公教育を通じた「英語による社会統合」という理念が常に広く共有されるなかにあつては、分権型教育行政制度、言い換えれば多元的な教育統治構造をもつ教育行政制度において、その多元性によって言語マイノリティ教育の多様性が十分実現されてきたとは言いがたい。しかしながら一方で、保護者の選択に基づく学校レベルにおいて、社会における言語の多様性を反映したオールタナティブな教育理念に基づく教育機会の保障を実現する可能性も示された。このような可能性を踏まえれば、言語マイノリティの平等な教育機会の保障には、学校選択やチャーター・スクールの制度一般の批判に留まるのではなく、地域の具体的な社会的経済的文脈のなかで、教育プログラムの理念が学校選択のもとでどのような効果や課題をもたらすのかを勘案した教育行政の展開と評価が求められていると言えよう。

IV 主要資料及び主要参考文献

<主要公的資料>

・法令

California Education Code, Section 300-340.

California Education Code, Section 52160-52180.

United States Congress, Bilingual Education Act, P.L. 90-247, 1968, 81 Stat.

United States Congress, Bilingual Education Act, P.L. 93-380, 1974, 88 Stat.

United States Congress, Bilingual Education Act, P.L. 95-561, 1978, 92 Stat.

United States Congress, Bilingual Education Act, P.L. 98-511, 1984, 98 Stat.

United States Congress, Bilingual Education Act, P.L. 100-297, 1988, 102 Stat.

United States Congress, Bilingual Education Act, P.L. 103-382, 1994, 108 Stat.

United States Congress, Language Instruction for Limited English Proficient and Immigrant Students, P.L. 107-110, 2002, 115 Stat.

・議会資料

Congressional Record, Senate, December 1, 1967.

United States Congress, Senate, *Bilingual Education: Hearings Before the Senate Special Subcommittee on Bilingual Education of the Committee of Labor and Public Welfare, 90th Congress, 1st Session, on S.428*, U.S. Government Printing Office, 1967.

United States Congress, House of Representatives, Subcommittee on Elementary, Secondary, and Vocational Education of the Committee on Education and Labor House of Representatives, *Hearing on Bilingual Education, 98th Congress, 2nd Session, H.R. 5231*, U.S. Government Printing Office, 1984.

United States Congress, House of Representatives, *House Reauthorization of Expiring Federal Elementary and Secondary Education Programs Bilingual Education: Hearings Before the House of Representatives Subcommittee on Elementary, Secondary, and Vocational Education of the Committee on Education and Labor, 100th Congress, 1st Session, on H.R. 5, H.R. 1755, and H.R.1448*, U.S. Government Printing Office, 1987.

United States Congress, House of Representatives, Subcommittee on Elementary, Secondary, and Vocational Education of the Committee on Education and Labor, *Hearing on Bilingual Education, 103rd Congress, 1st Session*, U.S. Government Printing Office, 1994.

・判例

Castaneda v. Pickard (5th Cir.1981) 648 F.2d 989.

Gomez v. Illinois State Board of Education. (7th Cir.1987) 811.F.2d 1030.

Keyes v. School District No.1 (D.Colo.1983) 576 F.Supp.1503-1504.

Lau v. Nichols, 414 U.S. at 563 (1974) .

・行政機関

California State Department of Education, *Education Programs for which Sunset Provisions took Effect on June 30, 1987, Pursuant to Education Code Sections 62000 and 62000.2*, 1987.

United States Commission of Civil Rights, *Mexican American Education Study Report I: Ethnic Isolation of Mexican Americans in the Public Schools of the Southwest*, 1971.

U.S. Department of Education, Office of Elementary and Secondary Education, *No Child Left Behind: A Desktop Reference*, Washington, D.C., 2002.

・学校・教育関係団体等

National Education Association, *The Invisible Minority: Report of The NEA-Tucson Survey On The Teaching of*

Spanish to the Spanish-Speaking, 1966.

The Language Academy of Sacramento, *Charter of the Language Academy of Sacramento: A Two-Way Spanish Immersion Charter School*, 2003.

<主要欧文文献>

Anderson, Theodore and Boyer, Mildred, *Bilingual Schooling in the United States: History, Rationale, Implications, and Planning*, Blaine Ethridge Books, 1976.

August, Diane and Garcia, Eugenne E., *Language Minority Education in the United States: Research, Policy and Practice*, Charles C Thomas Publisher, 1988.

Baker, Keith A., and de Kanter, Adriana A., eds., *Bilingual Education: A Reappraisal of Federal Policy*, Lexington Books, 1983.

Butler, Yuko Goto, Orr, Jennifer Evelyn, Gutiérrez, Michele Bousquet, and Hakuta, Kenji, Inadequate Conclusions from an Inadequate Assessment: What Can SAT-9 Scores Tell Us about the Impact of Proposition 227 in California?, *Bilingual Research Journal*, Vol.24, No.1&2, 2000. (<http://brj.asu.edu/v2412/articles/ar10.html>)

Chacon, Peter, *Chacon Bilingual Education and Civil Rights Legislation 1971-1982*, 1982.

Crawford, James, *Hold Your Tongue: Bilingualism and the Politics of "English Only"*. Addison-Wesley Publishing Company, 1992 (a) . (ジェイムズ・クロフォード著、本名信行訳『移民社会アメリカの言語事情 一英語第一主義と二言語主義の戦い』The Japan Times、1994年。)

Crawford, James, ed., *Language Loyalties: A Source Book on the Official English Controversy*, The University of Chicago Press, 1992 (b) .

Crawford, James, *At War with Diversity: US Language Policy in an Age of Anxiety*, Multilingual Matters, 2000.

Crawford, James, *Educating English Learners: Language Diversity in the Classroom* (5th ed.) , (formerly *Bilingual Education: history, politics, theory, and practice*) , Bilingual Educational Service, 2004.

Cummins, Jim, *Language, Power and Pedagogy: Bilingual Children in the Crossfire*, Multilingual Matters, 2000.

English for the Children, *Immigrant Students in Prop. 227 English Classes Far Outperform Those in Bilingual Education*, January 7, 2000. (<http://www.onenation.org/0001/pr010700.html>)

Hakuta, Kenji, *Mirror of Language: The Debate on Bilingualism*, Basic Books, 1986.

Howard, Elizabeth R., Olague, Natalie, and Rogers, David, *The Dual Language Program Planner: A Guide for Designing and Implementing Dual Language Programs*, Center for Research on Education, Diversity and Excellence, 2003.

Howard, Elizabeth R., and Sugarman, Julie, *Realizing the Vision of Two-Way Immersion: Fostering Effective Programs and Classrooms*, Center for Applied Linguistics and Delta Publishing Company, 2007.

Kloss, Heinz, *The American Bilingual Tradition*, Center for Applied Linguistics and Delta System, 1997.

Krashen, Stephen D., *Condemned Without A Trial: Bogus Arguments Against Bilingual Education*, Heinemann, 1999.

Lyons, James J., The Past and Future Directions of Federal Bilingual Education Policy, *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, Volume 508, 1990, pp.66-80.

Parkes, Jay, Who Chooses Dual Language Education for Their Children and Why, *International Journal of Bilingual Education and Bilingualism*, 11: 6, 2008, pp.635-660.

San Miguel, Guadalupe, Jr., Bilingual Education Policy Development: The Reagan Years, 1980-1987, *NABE Journal*, Volume 12, Issue 2, 1988, pp.97-112.

Stein, Colman Brez, Jr., *Sink or Swim: The Politics of Bilingual Education*. Praeger Publishers, 1986.

Stewart, David W., *Immigration and Education: The Crisis and the Opportunities*, Lexington Books, 1993.

Thomas, Wayne P., and Collier, Virginia, *School Effective for Language Minority Students*, National Clearinghouse

for Bilingual Education, 1997.

Tyack, David B., *The One Best System: A History of America Urban Education*, Harvard University Press, 1974.

<主要和文文献>

石原昌英「言語的人権としての二言語教育 カリフォルニア州の Proposition 227 について」『琉球大学欧米文化論集』第 43 号、1999 年、47-59 頁。

岩野一郎「新移民の「同化」と教育 -公立学校とパロキアル・スクールの役割-」本間長世編『現代アメリカの出現』東京大学出版会、1988 年、71-92 頁。

上原貞雄『アメリカ教育行政の研究 その中央集権化の傾向』東海大学出版会、1971 年。

牛田千鶴『ラティーノのエスニシティとバイリンガル教育』明石書店、2010 年。

小松茂久『アメリカ都市教育政治の研究 20 世紀シカゴの教育統治改革』人文書院、2006 年。

黒崎勲『教育行政学』岩波書店、1999 年。

佐々木司『カリフォルニア州学校選択制度研究』風間書房、2007 年。

佐々木司「学校評価における教育条件の考慮 -カリフォルニア州を事例として-」『研究論叢』第 57 巻第 3 部、山口大学教育学部、2007 年、251-261 頁。

佐藤学『教育改革をデザインする』岩波書店、1999 年。

ジェームズ・クローフォード著、本名信行訳『移民社会アメリカの言語事情 -英語第一主義と二言語主義の戦い-』The Japan Times、1994 年。(再掲)

島村力「二言語教育の政治学 -カリフォルニア州民投票の意義」『海外事情』第 46 巻第 9 号、拓殖大学海外事情研究所、1998 年、79-95 頁。

志邨晃佑「アメリカ史における移民」今津晃他編『アメリカ史を学ぶ人のために』世界思想社、1987 年、77-108 頁。

新藤宗幸編著『住民投票』ぎょうせい、1999 年。

末藤美津子『アメリカのバイリンガル教育 -新しい社会の構築をめざして-』東信堂、2002 年。

チェスター・E・フィン・Jr. 他著、高野良一監訳『チャータースクールの胎動 -新しい公教育をめざして』青木書店、2001 年。

名和田是彦『コミュニティの法理論』創文社、1998 年。

西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990 年。

西村由起子「アメリカにおける『二言語教育』論争 -カリフォルニアの Proposition 227 をめぐって-」『東洋学園大学紀要』第 7 号、1999 年、1-13 頁。

本名信行「南西部におけるアングロ・アメリカンとメキシカン・アメリカンの文化接触 -2 言語併用教育を中心として-」『アメリカ研究』第 14 号、アメリカ学会、1980 年、39-62 頁。

-「アメリカの多言語問題 -イングリッシュ・オンリーとイングリッシュ・プラスの運動から」三浦信孝編『多言語主義とは何か』藤原書店、1997 年。

三浦信孝・糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店、2000 年。

宮寺晃夫編著『再検討 教育機会の平等』岩波書店、2011 年。

室井修「アメリカ連邦政府の教育補助立法過程の変化と特徴 -初等・中等教育法の場合-」『龍谷大学論集』417、1980 年、39-60 頁。

諸橋由佳「チャータースクールのアカウントビリティに関する一考察」『日本教育行政学会年報』第 29 号、日本教育行政学会、2003 年、154-165 頁。

山口節郎「正統性 -手続からかユートピアからか-」新田義弘他編『権力と正統性』岩波書店、1995 年、109-142 頁。

山谷清志「行政責任論における統制と倫理 -学説史的考察として-」『修道法学』第 13 巻第 1 号 (通巻第 25 号)、1991 年、141-198 頁。